

さめうら湖（早明浦ダム湖面）の利用は登録制です。必要に応じて以下の手続きを行ってください。

1. 早明浦ダム湖面を利用する「人」の登録
2. 早明浦ダム湖面に乗り入れる「船舶」の登録
3. 登録内容の変更
4. スポーツエリアの利用予約
5. 大会やイベント等開催に関する届出
6. 取材に関する届出
7. 上記の送付先
8. 会費等振込先
9. 会費・手数料等の一覧

※お手続きには1週間から10日間ほどかかりますのでご了承ください。

※湖の駅、カヌー・SUP等の湖面利用については土佐町役場にお問い合わせください。tel.0887-82-2450

1. 「人」（湖面利用会員）の登録

船舶等により湖面を利用される場合は、原則として、船舶所有者・操船者のみでなく同船される方も湖面利用入会手続きが必要です。

(1) 有効期限1年間（湖面利用会員AまたはB）

- ①入会申込書に必要事項を記入してお送りください。（郵送、FAX、メール可）
- ②会費を指定口座にお振込みください。（A：6,000円、B：2,500円）
- ③書類とご入金を確認後、会員証等を普通郵便にて発送いたします。

※湖面利用Bは、女性またはご住所が嶺北地域内（高知県大川村・土佐町・本山町・大豊町）の方です。

※船舶所有者・操船者だけでなく、同船される方も入会手続きが必要です。

※湖面利用会員の入会対象年齢は19歳以上です。

※18歳以下は申込不要です。ただし、船舶操船される場合は「特定会員」（会費無料）手続きが必要な場合があります。

※発行日または到着日等の指定、普通郵便以外の発送方法などは対応いたしかねますのでご了承ください。

(2) 有効期限1ヶ月（湖面利用会員C）

- ①取扱店店頭で所定の用紙を受け取り、必要事項を記入し店員にお渡しください。
- ②会費をお支払いください。（2,500円）
- ③会員証等をお受け取りください。

<取扱店>

湖の駅（旧さめうら荘） 高知県土佐郡土佐町田井 146-1 tel.0887-82-1020

ローソン土佐町田井店 高知県土佐郡土佐町田井 1235-4 tel.0887-82-0045

さめうらマリーナ 高知県土佐郡土佐町田井 181 tel.0887-72-9466

ファミリーマート長岡本山町店 高知県長岡郡本山町本山 844-2 tel.0887-76-2227

※上記の取扱店では「湖面利用会員C」のみの取り扱いです。湖面利用会員A・B、船舶登録、その他のお手続きは事務局へ届け出てください。

※湖面利用会員Cの再発行は致しかねますのでご了承ください。

※発行日または到着日等の指定などは対応いたしかねますのでご了承ください。

(3) 会員証再発行

有効期限内に会員証を紛失または破損などした場合に届け出てください。

①会員証再発行届出書に必要事項を記入し当法人事務局へお送りください。(郵送、FAX、メール可)

②会費を指定口座にお振込みください。(2,000円)

③書類とご入金を確認後、会員証等を普通郵便にて発送いたします。

※湖面利用会員Cの再発行は致しかねますのでご了承ください。

※発行日または到着日等の指定、普通郵便以外の発送方法などは対応いたしかねますのでご了承ください。

2. 「船舶」の登録

エンジン付きボート(バッテリー駆動含む)、水上バイク類、ウェイクボート等トーイング類で湖面を利用する場合に届け出てください。

「船舶検査登録制度」(小型船舶の登録等に関する法律)については、JCI日本小型船舶検査機構に確認してください。

(1) 新規の船舶登録

①船舶登録届出書兼誓約書に必要事項を記入し、必要な書類を添付してお送りください。

②手数料を指定口座にお振り込みください。

(環境対策エンジンの場合:4,000円、環境対策エンジンでない場合:6,000円)

③書類とご入金を確認後、船舶に貼付していただくステッカー等を普通郵便にて発送いたします。

<必要書類>

1)船舶登録届出書兼誓約書

2)船舶検査証写し(または、小型船舶登録通知書の写し)

3)船舶検査手帳写し

4)トレーラー車検証写し

5)車両車検証写し

6)小型船舶操縦士免許証写し

7)その他、当法人から指示のあったもの

※カヌーなど手漕ぎ船舶の利用については当法人の登録対象外です。

※船舶検査免除船の場合は、船舶登録番号の変わりに船体識別番号(シリアルナンバー)を記入し、それが証明できる書類のコピー(または、船体に貼付されている船体識別番号部分の写真でも可)及び船体全体とエンジンがわかるもの(写真でも可)を添えてください。携帯電話やスマートフォンなどで撮影したものをメールで送っていただいても結構です。

※原則として、届出者と上記書類の名義が同一人物であることが望ましく、他者名義の場合は、事前にご一報くださいますようお願いいたします。

※現在、船舶登録に有効期限はありません。(改正される場合があります。)

(2) 名義変更

登録済の船舶について名義を変更された場合に、新しい所有者の方が届出てください。

- ・手続きの流れ及び必要書類については、上記(1)新規の船舶登録と同様です。
- ・手数料は1艇につき3,000円です。

※SAMEURA 船舶ステッカーが貼られていない場合は、新規登録または船舶ステッカー再発行手続きを行ってください。

(3) 登録廃止

登録済の船舶について廃船または売却等した場合に届出てください。

- ①船舶登録廃止届に必要な事項を記入してお送りください。
- ②書類を確認後、確認通知書を郵送いたします。

※手数料は不要です。

(4) 船舶ステッカー再発行

船舶ステッカーを紛失または破損等した場合に届出てください。

- ①船舶ステッカー再発行届出書に必要な事項を記入しお送りください。
- ②手数料を指定口座にお振り込みください。(1艇につき3,000円)

(5) エンジンの変更

環境対策エンジンまたはエンジン無しで登録していた船舶について、環境対策でないエンジンに変更した場合、以下の変更手続きを行ってください。

- ①登録内容変更届に必要な事項を記入し、船舶検査手帳写しを添えてお送りください。
- ②指定口座に手数料をお振り込みください。(1艇につき2,000円)
- ③書類とご入金を確認後、船舶に貼付していただくステッカー等を普通郵便にて発送いたします。

3. 登録内容の変更

登録内容(住所、電話番号、車両、船舶、船舶エンジンなど)を変更した場合は届出てください。

- ①登録内容変更届に必要な事項を記入してお送りください。
- ②書類を確認後、通知書を郵送いたします。

※手数料は不要です。船舶エンジン変更については、上記2.(5)をご確認ください。

4. スポーツエリアの利用予約

ウェイクボードなどのトーイング類や水上バイクなどでスポーツエリアをできる艇数に定めがあります。利用したい日の1週間前までに下記事項を事務局(info@lovesameura.com)へご連絡ください。

- ①代表者氏名
- ②代表者会員番号
- ③代表者住所
- ④代表者連絡先(携帯電話など緊急連絡がとれる番号)
- ⑤利用希望日時
- ⑥利用船舶艇数

- ⑦⑥の船舶番号と所有者名
- ⑧利用予定者数

<利用可能艇数>

- ・ウェイクボードなどトーイング類 1回につき1艇まで
- ・水上バイク類 1回につき5艇まで

5. 大会やイベント等開催に関する届出

原則として6艇以上の団体において、大会またはイベント等により湖面および進入路を一時的に占有する場合に提出してください。

- ①大会等開催届兼誓約書に必要事項を記入してお送りください。
- ②上記内容を確認し、関係機関等の予定などを確認・調整の上、通知書を郵送いたします。
- ③手数料（協力金）を指定口座にお振り込みください。（参加者1名につき1,500円）

※関係機関等との連絡調整が必要なため、開催予定日の1ヶ月前までに届出てください。

※中止または日程変更をされる場合などは事前にご一報ください。

※大会開催時の駐車・駐艇、ランチング等に関する諸注意などは「大会開催マニュアル」に従ってください。

6. 取材に関する届出

取材により湖面または進入路を一時的に占有する場合は届出てください。

- ①取材届出書兼誓約書に必要事項を記入してお送りください。
- ②上記内容を確認し、関係機関等の予定などを確認・調整の上、通知書を郵送いたします。
- ③手数料を指定口座にお振り込みください。（1件につき2,000円）

※関係機関等との連絡調整が必要なため、取材予定日の1週間前までに届出てください。

※中止または日程変更をされる場合などは事前にご一報ください。

7. 送付先

■郵送、FAX、メール、現金書留のいずれかの方法でお送りください。

〒781-3521 高知県土佐郡土佐町田井181番地
NPO 法人さめうらプロジェクト事務局
tel.0887-70-1541
fax.0887-70-1542 または 0887-72-9467
E-mail info@lovesameura.com

■送信時の注意

- ・送信後に「送信完了」となっているかご確認ください。
- ・FAX送信の際は、表面と裏面をお間違いないようご注意ください。
- ・10日以上経過しても会員証やステッカー他関係書類が届かない場合、何かしらのエラーが生じている可能性があります。お手数ですが、事務局にご一報ください。
- ・ご捺印が必要な書類について、ご署名（自筆）の場合はご捺印不要です。記名（PC入力などの場合）の場合はご捺印が必要です。電子印鑑でも結構です。

■お願い

- ・お手続きには、基本的には1週間から10日かかります。余裕をもってお早めにお手続きをお願いします。

8. 振込先

銀行名：ゆうちょ銀行
記号番号：16480-06405341
名義：特定非営利活動法人さめうらプロジェクト

※郵便局以外からお振込みの場合

銀行名：ゆうちょ銀行
支店：六四八
種別：普通預金
番号：0640534
名義：特定非営利活動法人さめうらプロジェクト

※振込手数料は会員様ご負担でお願いいたします。

9. 会費・手数料の一覧

■会費

種別	金額（円）	湖面利用期間など
湖面利用会員A	6,000円	有効期間1年
湖面利用会員B	2,500円	有効期間1年
湖面利用会員C	2,500円	有効期間1ヶ月
正会員（個人）	8,000円	翌年度総会まで
正会員（団体）	14,000円	上記同様（1団体2名まで）
賛助会員	1口 1,000円から	湖面利用対象外
特定会員	無料	上記同様

■手数料

種別	金額（円）	備考
船舶登録（環境対策・エンジン無し）	4,000円	無期限
船舶登録（環境対策エンジンでない）	6,000円	無期限
船舶名義変更	3,000円	
再発行（会員証、船舶ステッカー）	2,000円	
大会等届	1名につき1,500円	
取材届	1件につき2,000円	

10. 補足

会費・各種手数料等につきましては、各機関への申請手続き代行や資料作成・発送等の諸費用にかかるほか、当法人の定款に基づく安心安全な環境づくり、体験学習、スポーツ振興、人材育成、調査研究などの非営利事業に充当されています。